

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
競争的研究費の直接研究費から研究代表者（PI）人件費の
支出の取扱いに関する要綱

（令和 4 年 4 月 1 日制定）

1 趣旨

この要綱は、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和 2 年 10 月 9 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）及び地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所 競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費を支出することにより確保した財源の活用方針等について（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「活用方針」という。）を踏まえ、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）における競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）「競争的研究費」とは省庁等の公募により競争的に獲得される資金のうち、研究に係るものをいう。
- （２）「エフォート」とは研究者の全仕事時間 100％に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％）をいう。
- （３）「研究課題」とは研究代表者の人件費を支出する、競争的研究費にて実施する研究課題をいう。
- （４）「資金提供機関」とは研究資金を提供する機関をいう。
- （５）「PI」とは研究課題の研究代表者（Principal Investigator）をいう。

3 対象事業

競争的研究費のうち、資金提供機関が PI 人件費の支出を認めた事業とする。ただし、競争的研究費以外の研究資金においても、資金提供機関が認めた場合はこの限りではない。

4 対象者

「研究員等規定」第 1 条に規定される「研究員」または「準研究員」とする。ただし、常時勤務する常勤研究員及び常勤準研究員については、労働基準法第 38 条の 3 に基づく労使協定を締結して、裁量労働制を適用された者とする。

5 確保した経費の使途・活用策

PI 人件費を支出したことにより確保した経費については、活用方針に示された使途に活用するものとする。

6 PI 人件費の上限

PI 人件費は、PI の年間給与額に対象事業に従事するエフォートを乗じた額を上限とし、年間給与額及びエフォートに変更が生じた場合には、再計算した後の額を上限とする。

7 PI 人件費の支出期間

PI 人件費の支出が可能な期間は、研究課題の実施期間内とする。

8 活用方針への合意

PI が、活用方針に合意し、PI 人件費の支出を希望する場合は、事前に研究開発部担当課に申し出なければならない。

9 エフォート確保のための措置

所属長は、PI が研究活動に専念できるよう、PI が担当する当該対象事業以外の業務の軽減や業務の代替措置等、PI の研究エフォートを確保するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

10 資金提供機関への対応

- (1) 資金提供機関から求めがあった場合、必要な様式等を当該資金提供機関へ提出するものとする。
- (2) 資金提供機関の公募要領や事務処理説明書等により、この要綱と別の定めがある場合には、その定めに従うものとする。

11 事務局

この要綱に関する事務は、研究開発部が担当する。

12 実施日

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。